

# おいしいお茶と草地の生きものを引き継ぐ 伝統の茶草場農法



自：自然共生  
資：資源循環  
低：低炭素

## キーワード

地方創生／環境配慮型農業／食／  
ブランド化／観光／健康・美容

## フィールド

中部  
(静岡県) ・ **里**

## 実施体制

静岡県／掛川市／菊川市／島田市／  
牧之原市／川根本町



## アクションの目的

静岡県内で代々受け継がれてきた茶草場農法を継承し、自然共生社会の実現をすること。

## アクションの背景

味や香りのよいお茶をつくるために静岡県内で代々受け継がれてきた茶草場農法を、2010年の生物多様性条約締結国会議(COP10)で発表したところ、農業生産を目的に、人が刈ることで草地を大規模に維持してきた事例として、高い評価を受けた。

2012年10月、掛川市が事務局となり、茶草場農法が行われてきた近隣市町と合同して、世界農業遺産への認定を目指して推進協議会が設立された。(2016年4月に事務局が静岡県に移行。)

2013年5月、世界農業遺産に認定され、同年9月に、初の実践者認定が行われた。

## アクションの内容

### 【「静岡の茶草場農法」で作るお茶・ブランド化】

茶畑周辺にある茶草場で、秋から冬にかけて主にススキやササなどの草を刈り、有機質肥料として茶園の畝間に敷く茶草場農法を行うことで、草地にすむ多くの動植物を守っている。茶草場農法実践者を認定する際、茶草場の現地確認が行われる。

推進協議会から実践者として認定を受け、商品に「生物多様性保全貢献度シール」を貼ることによって「世界農業遺産」や「茶草場農法」をアピールできるようにしている。認定は茶畑に対する茶草場面積が5%以上あることが条件であり、面積の比率に応じて生物多様性保全貢献度が区分され、それぞれシールが貼られる。(面積は市町の職員が現地を訪れ確定する。)

### 【販売促進・観光】

県内を中心に126店舗で、シールの貼られた商品が売られている。

農作業ボランティアの募集やグリーンツーリズムの推進(自然体験ツアーの企画等)などが、推進協議会による応援制度として検討されている。茶畑や茶草場の風景を強調したパンフレットを配布するなど、実際に現地を訪れ、そこでお茶を飲んでもらうための取組にも力をいれている。

## アクションのポイント

◎茶草場農法実践者は生物多様性貢献度により3段階で認定される。この認定制度により、実践者は自ら情報発信できるとともに、生産するお茶に生物多様性貢献度シールを貼付して販売できる。消費者に環境保全価値を評価してもらう新しい仕組みとして開始している。

◎「秋の七草」が見られるなど、茶草場の生物多様性保全上の価値を、一般の人に分かり易く説明している。

## アクションの効果と今後の展開

○協議会の認定を受けた茶草場は423haあり、認定前に行われた茶草場の生物調査では、秋の七草、絶滅危惧種を含む300種類以上の植物や、世界でこの地域にのみ生息するカケガワフキバッタが確認されている。

○ロゴマークの選定や認定地域の拡大により、認知度の向上を図るとともに、農法の継続の推進、多様な生態系の維持と地域の産業や観光の振興を行う。

## 世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会

静岡県 経済産業部 農業局 お茶振興課 世界緑茶班 〒 422 - 8067 静岡県静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3F

○ TEL / 054-202-1488 ○ FAX / 054-202-1480 ○ E-Mail / ocha-shinko@pref.shizuoka.lg.jp

○ web / <http://www.chagusaba.jp/>